

米原市納付書等送付用封筒広告募集要領

市では、新たなる財源の確保と市の発行する印刷物等の有効活用を図るため、納付書等送付用封筒について広告を掲載していただける事業者を募集します。

広告募集に関しては、米原市広告掲載要綱（平成 18 年米原市告示第 119 号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 納付書等送付用封筒に関する仕様

種 類	納付書等送付用封筒（縦 120mm × 横 220mm）
内 容	期別（月別）納付書等を送付する際に使用します。
配布対象者	市税等納付義務者
使用枚数	14,000 枚

2 広告に関する仕様

掲載期間	令和 9 年 1 月頃から使いきるまで
掲載位置等	納付書等送付用封筒の裏面 1 枠 枠の大きさ 縦 60mm × 横 100mm 単色（黒色）刷り

* 広告掲載イメージ

納付書等送付用封筒（裏面）



3 広告募集に関する事項

(1) 募集広告枠数 1 枠

(2) 募集期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで

＊ 税務課へ持参の場合は、上記期間（土・日を除く）の午前 8 時 30 分
から午後 5 時 15 分まで

＊ 郵送による場合は、締切日必着

(3) 申込方法

1) 別紙の「米原市納付書等送付用封筒広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、
広告原稿（案）を添えて米原市役所市民部税務課（本庁舎）へ直接持参または
郵送で提出してください。申込書は、米原市公式ウェブサイトからもダウンロ
ードできます。

2) 広告掲載料の最低申込価格は 5,000 円とします。

(4) 広告内容

1) 広告に関する責任は、広告主となります。

2) 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容お
よび表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるものとしてください。

3) 広告には、その内容に対する問合先として連絡先、連絡担当者などを明記し
てください。

4) 米原市広告掲載要綱第 4 条各号に該当する広告は、広告掲載できません。

(5) 広告掲載の決定

1) 募集期間終了後、広告内容などを審査の上、申込金額が最高額の申込者に広
告掲載を決定します。ただし、申込金額の最高額が同額で申込者数が広告掲載
枠数を超えている場合は、市内に住所を有する申込者（市内で業務を営む申込
者を含む。）を優先し、市内に住所を有する申込者が複数のときは抽選により決
定します。

また、申込者数が広告枠数に満たない場合は、米原市広告掲載要綱第 5 条第
1 項第 1 号イの規定により広告案内を行い、広告掲載の決定を受けた広告主（以
下「広告主」という。）の同意を得て広告を決定する場合があります。

2) 広告掲載の可否の決定については、「広告掲載許可（不許可）決定通知書」を
送付します。また、広告掲載決定者へは申込みのあった広告掲載料の納付書も
併せて送付いたしますので、指定された期限までに一括納入してください。

3) 広告主は、申込みをした広告原稿（案）については、必要な事項につき市と
協議を行い、広告原稿を決定することとなります。

(6) 版下作成費

当該納付書等送付用封筒の作成の際、広告に関する印刷の版の作成経費は、広告主の負担（100 円未満の端数が生じた場合は、切上げ）となります。広告掲載請求書と併せて納付書を送付しますので、指定された期日までに納付してください。

その他広告に関するデザイン原稿なども広告主の負担となります。

(7) 広告掲載の取消し

広告掲載決定後においても次に掲げる場合には、広告掲載を取り消すことがあります。

- 1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- 2) その他、行政運営上支障があると市長が認めた場合

(8) その他

米原市広告掲載要綱を遵守願います。

(9) 問合せ・申込み先

米原市役所 市民部 税務課（本庁舎）

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電話 0749-53-5116（直通）